

戦国大名武田氏における暴力の規制について(9・完)

畠 山 亮

はじめに

第1章「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評 価

第4節 小 括 (以上、第45巻第4号)

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制(制札)
- (2) 権力の在り方

第3節 小 括 (以上、第47巻第4号)

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第1節 「甲州法度之次第」以前の暴力規制の状況

- (1) 「甲州法度之次第」(26箇条本)制定まで
- (2) 「甲州法度之次第」(55箇条本)制定まで

- (3) 暴力規制と刑事訴訟 (以上、第48巻第4号)
- 第2節 「甲州法度之次第」以後の暴力規制の状況
 - 第1項 川中島の戦いをめぐって
 - (1) 第三回合戦まで
 - (2) 第四回合戦をめぐって (以上、第49巻第4号)
 - 第2項 西上野侵攻をめぐって
 - (1) 西上野平定まで
 - (2) 北信濃侵攻とその後
 - 第3項 駿河侵攻をめぐって
 - (1) 駿河侵攻の流れと暴力規制
 - (2) 戦線の拡大に伴って (以上、第50巻第4号)
 - 第4項 「西上作戦」をめぐって
- 第3節 小 括
- 第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期
 - 第1節 長篠の戦い以前の暴力規制の状況 (以上、第51巻第4号)
 - 第2節 長篠の戦い以後の暴力規制の状況
 - 第1項 戦後の立て直しをめぐって (以上、第52巻第4号)
 - 第2項 御館の乱をめぐって
 - 第3節 武田氏滅亡に向けての暴力規制の状況
 - 第1項 北条氏との対決をめぐって (以上、第53巻第4号)
 - 第2項 高天神落城から滅亡へ
 - 第4節 小 括
- おわりに (以上、本号)

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期

第3節 武田氏滅亡に向けての暴力規制の状況

第2項 高天神落城から滅亡へ⁷²

一 転じて駿遠方面に目を向けてみよう。少し遡って天正8(1580)年3月18日、北条氏との同盟を成立させた徳川家康は、遠江国高天神城の周りに砦の築城を開始、同城攻略を本格化させる⁷³。同じ頃、武田勝頼は駿河国沼津の三枚橋城を中心として駿遠国境を固め、これに対し同下旬には北条勢も伊豆へ侵攻、これを機に5月下旬から6月には本格的に駿豆戦争

となる。かくして武田家が徳川・北条の両方面からの攻撃に対処しなければならぬ状況となった中、徳川軍は4月に懸川へ移動、5月3日には家康自ら田中城を攻撃する。その後は一進一退、各所で攻防を続ける中、5日に懸川に撤退しながら、6月17日には高天神城の周りに付城を完成させ、根小屋を焼き討ちする。かくて徳川軍が一旦退き、勝頼が甲府に撤退した6月19日、富士芝川の大円寺に対して〈平時型〉禁制が出されている⁷⁴。

7月には武田軍が改めて駿豆に出陣、これに対し20日には北条氏政も陣触れ、氏直も出陣する。この一方で、これに応じるように22日から徳川勢が田中・小山で刈田を行うが、27日に家康は帰陣し、8月には駿河は一旦安定し、この間に武田家としては佐竹氏と交渉するなど、軍備増強を図る。この間、徳川勢は所謂「高天神六砦」を含め砦や土塁などの普請を着実に続けていた。こうした中、12月13日⁷⁵と翌天正9（1581）年2月12日⁷⁶に〈平時型〉禁制が出されている。このうち、前者を見てみよう。

[史料68] 武田家朱印状

(竜朱印)



富士大宮西町新市事

- 一、日限 朔日・六日・十一日・十六日・廿一日・廿六日たるべき事、
- 一、押買狼藉すべからざる事、
- 一、喧嘩口論いたすべからざる事、

右具在前、

天正八年^{庚辰}

曾禰下野守
奉之

十二月十三日

富士大宮西町新市における「押買狼藉」「喧嘩口論」を規制するもので、ここでも「狼藉」に止まらず、より明確・直接に「喧嘩」をも禁止している。また「場」については、富士大宮の門前町の市に関するもので、〈聖〉と〈俗〉を跨ぐものと言って良からう⁷⁷。

他方、かような禁制等による規制、特に〈平時型〉禁制の数が更に減少していることがまず指摘できる。これに関しては、武田家として、徳川・北条の両者を相手取る中、特に徳川勢が攻囲を進める高天神城では、勝頼が抗戦を命ずる一方で、天正9年1月後半には、同城の籠城兵から降伏・助命の申し出があり、家康から相談された信長は、一切拒否すべき旨返事をし、家康もそれに従ったという事態があり⁷⁸、そうした戦況に象徴される武田勢の苦境とリンクする傾向と見て良いかと思われる。

二 勝頼は3月10日に駿河出陣を表明、29日には北条水軍を破るが、先述した沼田平八郎の乱など上野への対応や後述する新府築城といった事業なども含め、北条勢への対処を中心とした諸々に囚われている間に、3月22日、遂に高天神城は落ちる⁷⁹。在城衆を各国から集めて配置し、また苦戦を承知していたにもかかわらず、後詰の兵を出すに至らず、城兵のほぼ全員を滅ぼすことになってしまったこの高天神落城という一件は、信長が、勝頼が高天神城を見殺しにしたと強調・喧伝し、これを積極的に利用したとされる効果も含めて、武田家及び勝頼の命運において大きな転機となった⁸⁰。

このような中、1月には、同盟・佐竹氏を介して安房の里見氏と同盟交渉を進める一方で、先に触れた通り、新しい本拠として新府築城計画が持ち上がって来る⁸¹。同城は9月には完成したと喧伝されるが、実際は新府移転は遅延しており、12月24日ようやく勝頼の新府入城となるが、その時点でも全体の普請や家臣団の移動など、新本拠の移転としてはまったく未完と言える状態であったと考えられる。

この間の暴力規制であるが、先述した6月7日に新府から上野に帰る真

田昌幸に勝頼が与えた在城定書⁸²を除くと、高天神落城直後の3月28日⁸³、家康が藤枝・田中へ侵攻した5月には5日⁸⁴と7日⁸⁵、里見氏との同盟交渉を進めていた6月には11日⁸⁶に、それぞれ〈平時型〉禁制が出されている。そして、北条氏直が三枚橋城を攻撃、それを受けて穴山信君へ援軍を伝達する一方で織田氏との和陸交渉が失敗した8月にも〈平時型〉禁制が出され、これが武田氏としての平時の暴力規制の最後となるので、掲げておこう。

[史料69] 武田家朱印状

(竜朱印)

○定

- 一、四日・九日・十四日・十九日・廿四日・廿九日、如此日限市可興行事、
- 一、押買狼藉喧嘩口論、御禁法之事、
- 一、除塩之役并自箕輪被申付役、諸役御赦免之事、

以上

天正九年^辛_巳

土屋右衛門尉
奉之

八月廿七日

和田右兵衛大夫殿⁸⁷

これ自体は、「喧嘩口論」文言が含まれる、この頃のスタンダードな禁制と言えるが、ここで挙げたものが総じて〈戦時〉とは言えない各所にて散発的に出されているものであることは、高天神落城を境に遠江を中心として武田氏領国が情勢の悪化を余儀なくされたことと直結していると言って良からう。10月27日には北条方の伊豆戸倉城代・笠原政晴が寝返り、それに対する北条氏の反攻に対抗して11月16日に佐竹氏が伊豆へ出陣、また

27日には小弓公方足利頼淳が太田氏に武田勢への軍事協力を要請するなど、武田氏に利する動きもあったが、大勢としては高天神落城を一つの大きな契機とし、後述する離反ドミノに繋がるような武田氏から離れる趨勢の中で12月には織田信長が武田攻めを決定する。

三 天正10(1582)年、木曾にて1月下旬、重臣・木曾義昌が謀叛を起こす。これを機に、2月3日に信長陣触れ、岩村口から河尻秀隆侵入、11日には織田信忠が岐阜から出陣、14日に岩村入り、信濃へと侵入し、17日には飯田城から下伊那統治の拠点で家中重鎮の武田信廉が入っていた大島城を攻略(自落)、更に3月1日には高遠城を包囲、仁科信盛らの必死の抵抗にもかかわらず僅か一日で陥落させる。

一方駿河では、2月18日に家康が懸川に着陣、21日に用宗城を包囲し、家康は駿府へ進むと、25日には穴山梅雪の謀叛が明白になる⁸⁸。これを境に、28日には伊豆戸倉城が陥落、また駿河三枚橋城が自落、29日には用宗城と久能城が失陥、3月5日には徳川勢は駿府・江尻を確保するに至る。

そして甲斐では、2月28日に勝頼が穴山謀叛を知り、新府へ戻るが、各地の情勢を受けて3月3日には抗戦を断念、新府城に放火し、都留郡岩殿城を目指して落ちる。6日には織田信忠が甲府入りすると、7日には小山田信茂が離反、信忠は武田氏一門・重臣を処刑する。そして、万事休した11日、木賊山麓の田野にて勝頼ら一行は死去し、ここに、武田本宗家は滅亡することとなったのである。

このように、天正10年1月下旬の木曾義昌の謀叛をスタートに、2月に明らかになる穴山梅雪の徳川内通、そして最終段階での小山田信茂離反と続いた三氏の内通・離反が甚大なダメージを与え、武田家滅亡にそれぞれ決定的な役割を果たしたことは論を俟たない。本項の最後に、ここを足掛かりとして、これまでも取り上げて来た武田領国における穴山・小山田両氏に関して叙することにする。

この三氏の動きや離反後の処遇や評価などについては、既に多くの研究

があるが、ここでは厚遇・安堵された木曾・穴山両氏と、降伏が認められず一族ともども滅亡となった小山田氏という織田信長による対照的な扱いを取り上げよう。その差異の要因としてまず、木曾・穴山両氏の内通が武田氏滅亡以前からのものであったのに対し小山田氏のそれが最終段階でのものであったという时期的な点に注目する見方がある⁸⁹が、いま一つ、小山田信茂が信長から武田家の「家老」と見られていた点に注目する見方がある⁹⁰。三氏とも信虎期から晴信期までに武田氏に服属させた国衆という点では共通しているのだが、武田家中における立場においては差異が認められる。木曾氏は、晴信期の信濃侵攻の中で従属に転じた「先方衆」である点が他二氏と決定的に異なるが、他方でそれに際し木曾義康の嫡男・義昌と晴信娘が結婚したため、「御親類衆」（「御一門衆」）とされ、美濃との境という重要地域たる木曾地方において重きを成した⁹¹。また穴山氏も、信友が晴信姉と結婚し、嫡男・信君と勝頼とは従兄弟の関係にある「御親類衆」（「御一門衆」）であり、信君は自ら武田氏の継承を企図するほどに強い親族意識と抱いていたともされる⁹²。これらと比べると、小山田氏は、有力な「御譜代家老衆」ではあったが、武田氏との血縁関係という点において先の二氏とは異なる立場にあった。信長の扱いの差異に関して、殊に穴山氏との対照という観点からすると、この点を重要視されるべきと考えられる。

かく考えると、暴力規制に関しても、武田氏との関係性という点では同様に重要な存在である小山田氏と穴山氏との間で、改めて対照が注目される。端的に、前者においては禁制等による暴力規制は見られない⁹³のに対し、後者においては、この時期にあってもそれが見られる、ということが指摘できる。殊にこの時期に関しては、天正8年5月15日に北条氏照が甲斐国都留郡に侵入、西原で合戦となり、また翌9年3月17日に北条軍が再び侵入、17日には^{ゆずりはら}欄原にて合戦となっており、小山田氏の本拠の郡内地方は二度にわたって北条軍の侵入を受けている⁹⁴。前者は、久しく無かった

甲斐国への他国軍の侵入という意味で重大な一件であり、後者に対して岩殿城に武田勝頼から在番衆の派遣という形で援助を仰いでいるように、自軍のみでは防衛が難しい軍事的危機の際は武田軍に依拠した防衛を行うという関係が実際に現出した状況にあり、独自の暴力規制に至るような機会からは更に遠ざかっていたと言えよう⁹⁵。

一方、穴山氏については、既に武田氏そのものを主体とする暴力規制は見られなくなっている武田氏滅亡に向けた最終段階の流れの中でも、清水一色新地に向けた〈平時型〉禁制⁹⁶と久遠寺に向けた〈戦時型〉禁制⁹⁷という二通の暴力規制が見られる。とりわけ後者に関して、第3章第2節において穴山氏の本拠・河内の身延山久遠寺に対して武田氏として禁制を出していることに注目して取り上げたが、ここに至ってかように禁制が出されていることから、河内地方、殊に身延山における穴山氏の統治の安定性を改めて認めざるを得ない。すなわち、武田氏との関係性に関しても、潜在的な要素はともかく、少なくとも基底的な部分においては、身延山を中心とする河内地方における穴山氏の立場は保持されており、そこに関して両者の関係に変化が生じることはなかったと言え、このことが穴山氏の生き残りにも繋がった、とも言えるだろう。

第4節 小 括

一 本章では、勝頼期の暴力規制について見て来た。

相統当初から当面の間は、信玄「三年秘喪」や基盤の脆弱な勝頼初期の体制から積極的に独自政策が取れず、前代と同様の内容・形式がベースとなっていた。当該期ならではの特徴は、長篠の戦いを境として漸く見られるようになる。それは、領国の情勢の変化に即して現れる。

二 まず、長篠の戦いの前後に出された「軍役条目」は、戦陣というきわめて緊迫した状況下で出された前者のみならず後者においても、「喧嘩口論」について「不可助成」としており、「喧嘩」は即時に禁止されるの

ではなく、「合力禁止」という形の規制が取られている点が注目される。

三 長篠の敗戦以後は、その苦境を前面に出し、武田領国全体に〈戦時〉を意識付け、漸く〈戦時体制〉へと移行させ、各地域の状況を見定め、緊張度の低い地域に関しては戦争を直接の前提とすることなく安定的に保護下に置こうという意図と合わせ、〈戦時体制〉ということを一一般化することで〈平時〉と〈戦時〉の相対化がなされ、暴力規制もまたそれに応じた形で〈相対化〉を伴って展開された。史料3・4の事例が、この時期の駿河でのことであることは、かような〈戦時体制〉の下における暴力規制が厳しく、しかしなおできる限り適切な形で行われていたことを示す。また、ここに至って、対象を一般として普遍的に規制する〈平時型〉禁制として初めて、より明確・直接に「喧嘩」を禁止するに至ることも注目される。

かくして、「喧嘩」を禁止する〈平時型〉禁制と〈戦時型〉禁制が宗教を媒介としつつ対象を広げながら甲斐・信濃・上野・駿河・遠江において多く確認されるが、一方で、「喧嘩・口論」を典型的な犯罪行為と同列に規制の対象とし、それを一括して取り締まる権限を実質的に現地に委ねる、といった特徴的な規定が「在城定書」として上野に向けて示されている。これは、戦時において発せられたものながら、長期的な視点から武田領国内の各地方における基本方針が示されたものと言え、そこではまた「喧嘩口論」を一切禁止するという規定が、期間や空間を限定した上で置かれている点にも留意しておきたい。

四 高天神落城を境として、武田氏は滅亡へと進んで行くが、暴力規制については、その数は減少を続けながら、内容的には天正9年8月27日の武田氏としての最後の〈平時型〉禁制まで、基本的には同様の傾向で行われた。その一方で、謀反により武田家滅亡に決定的な役割を果たした一人たる穴山氏による暴力規制がその後にも行われたことは、夙に触れている武田氏との関係性という観点から注目される。

おわりに

一 以上、本稿は、武田氏領国を対象とし、しばしば取り上げられる分国法「甲州法度之次第」の解釈を起点としつつ、時系列に沿って領国の情勢と並行しながら、信虎・晴信（信玄）・勝頼というそれぞれの期における暴力規制について考察して来た。最後に、そこから得られた知見について若干ながら記して締めることとする。

二 武田領国における暴力規制の全体像を簡潔に纏めるとすれば、「甲州法度之次第」という分国法において定められた喧嘩両成敗法が、領国内における〈一般法〉として〈喧嘩は悪〉という法命題を喧伝する機能を果たす一方で、実際の対処においてはそれを自動的にそのまま適用することに固執するのではなく、状況に応じた公正かつ適切な処理というものが強く念頭に置かれた上での対応がなされ得た。そこにおいては単行法令が様々な形で様々な役割を果たすのだが、いずれも何らかの〈制限〉の下に行われるのが特徴であり、そこに付随する時間・空間・状況といった前提条件はその時々々の領国の情勢に即して変わり得るものであった。「甲州法度之次第」とそうした各法との関係性こそ武田領国における暴力規制の鍵ということになる。

三 中でも、甲斐統一前の信虎期以来、滅亡に至るまで数多く出される禁制（制札）こそ、暴力規制の「軸」と言っても良いだろう。台頭する郷村や、独立的で特殊な立場にある小山田・穴山氏ら国衆など、複雑な要素を抱え込んだ領国構造を基盤とし、加えて甲斐統一から信濃、そして駿河・遠江・上野などへの領国の拡大に伴って続々と生じる課題に相対する中で、禁制（制札）が孕む〈聖〉と〈俗〉及び〈戦時〉と〈平時〉という二種の対照要素を梃子としながら、晴信（信玄）期から勝頼期にかけて暴力規制が状況に応じて巧みな展開を続けたことは、きわめて重要であり、そしてその〈相対化〉の完成を勝頼期の特徴として見ることができる。と

りわけ戦陣のように、戦争が眼前に規定的に存在するような状況という〈制限〉の下では厳しい規制を定めることも可能となるが、一方で殊に長篠の敗戦以後に進められた〈戦時体制〉の一般化による〈平時〉と〈戦時〉の相対化は、〈平時型〉禁制として明確に「喧嘩」を禁止するといった暴力規制をもたらすに至った。そして、そこに至ってもなお、暴力規制はできる限り適切な形で行われようとしており、こうした在り方こそ武田氏領国における暴力規制の到達点であり本質を表している、と言って良いと考える。

四 このように纏めると、禁制（制札）がそもそも純粹に宗教的な起源を持つものであることが、戦国期の暴力規制の本質に迫る上で重要な意味を持つと改めて認識される。すなわち、生々しい生命の遣り取りたる戦争に象徴される時代において、かえって〈聖〉が〈俗〉に向けて重要な役割を果たしていることは、筆者が冒頭で記した戦国法研究の分析視角に関して大きな示唆を与えることとなったと言える。

また本稿では、禁制（制札）を暴力規制のツールとして敢えて広く捉えることで、その展開を丁寧に把握することができ、そこから〈聖〉と〈俗〉の相対化、そして〈戦時〉と〈平時〉の相対化についても考察・分析することが可能となった。このことは、単に法令を抜き出して検討するのではなく、領国の情勢や背景との兼ね合いを重視し、合わせて各期の領国の展開についても紙幅を割き、時系列で追いながら見て来たことにより得られた成果と考える。

反面、戦争や暴力から離れた法・政策についてはかなりの要素を捨象しており、十分な顧慮が行えなかったきらいがある。結果として本稿では、そうした相対化の要因を主として戦争に求められることとなったが、殊に〈聖〉と〈俗〉の相対化の実態やその要因といった点への切り込みについては他稿を期すこととして、一旦擱筆することとする。

注

- 72 詳細については、特に平山前掲『武田氏滅亡』において時系列に沿って丁寧に叙されている。
- 73 天正8年の高天神城攻めについては、小笠原前掲「駿遠国境における武田・徳川両氏の戦争」、平山前掲『武田氏滅亡』、丸島前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』など参照。
- 74 天正8年6月19日付 武田家禁制（西山本門寺文書（『戦国遺文 武田氏編 第五巻』3366号、175頁））。
- 75 同日付 武田家朱印状（旧公文富士家文書（同上3462号、210頁））。
- 76 同日付 武田家禁制写（妙法寺文書（同上3497号、225頁））。
- 77 なお、奉者は曾禰下野守昌世は、駿河国興国寺城代で、天正6年2月21日に駿河を中心とする郷村に対し善悪改が申し付けるなどしており、前名は「長成」か。高天神落城を契機として織田・徳川と内通していたと見られる（丸島前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』336頁など参照）。
- 78 小笠原前掲「駿遠国境における武田・徳川両氏の戦争」など参照。
- 79 『甲陽軍鑑』には、高天神城を抜け出し甲斐に辿り着いた横田尹松が後詰の中止を進言し、跡部勝資と長坂釣閑斎がそれを後押ししたことにより、勝頼自身は後詰を望んだにもかかわらず実現できなかった、とある。また、同城の救援を信長との和睦により果たそうとしたため後詰を控えた、という見方もある（平山前掲『武田氏滅亡』487頁以下など参照）。
- 80 小笠原前掲「駿遠国境における武田・徳川両氏の戦争」、平山前掲『長篠合戦と武田勝頼』『武田氏滅亡』、丸島前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』など参照。
- 81 新府城をめぐるっては様々な研究があるが、さしあたり丸島前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』、平山前掲『武田氏滅亡』など参照。築城の献策は前年7月に穴山から、ともされるが、詳細は不明である。
- 82 武田家朱印状（真田家文書（『戦国遺文 武田氏編 第五巻』3558号、246頁））。なお、本章第3節第1項を参照。
- 83 同日付 武田家禁制（『思文閣古書目録』（同上3525号、234頁））。
- 84 同日付 武田家朱印状（青松院旧蔵文書（同上3541号、240頁））。
- 85 同日付 仁科盛信禁制（本間美術館所蔵文書（同上3543号、240頁））。仁科氏累代の菩提寺である大町の霊松寺に出されており、仁科盛信が高遠へ移動する前のものである。当時の情勢に応じて武田家の一門であることを意識した「信盛」署名の唯一の文書である（丸島前掲『武田勝頼 試される戦国大名の「器量」』330頁など参照）。
- 86 同日付 武田勝頼禁制写（天沢寺文書（同上3560号、247頁））。
- 87 岡本家文書（同上3603号、267頁）。
- 88 人質として甲府に居た夫人と嫡男・勝千代らの奪還を図り混乱を巻き起こしたことで明白になったが、以前より徳川氏とは交渉チャンネルがあり、天正

8年頃から内通していた、と見る向きもある（平山前掲『穴山武田氏』217頁以下など参照）。なお、信君は天正8年12月までに出家し、「梅雪斎不白」を名乗っている。

- 89 丸島前掲「戦国大名武田氏と従属国衆」、同『郡内小山田氏 武田二十四将の系譜』など。
- 90 同上。
- 91 柴前掲「武田氏の領国構造と先方衆」、丸島前掲『戦国大名武田氏の家臣団 信玄・勝頼を支えた家臣たち』など参照。なお、穴山氏・小山田氏と並べて木曾氏の位置付けに関して先行研究を示したものとして須藤茂樹「武田親類衆穴山信君の河内領支配」（同著『武田親類衆と武田氏権力』（岩田書院、2018年）所収）がある。
- 92 平山前掲『穴山武田氏』234頁以下など参照。
- 93 須藤茂樹「武田親類衆穴山信君の河内領支配」（前掲『武田親類衆と武田氏権力』も参照）。
- 94 その意味するところや意義について、丸島前掲『郡内小山田氏 武田二十四将の系譜』239頁以下など参照。
- 95 丸島前掲『郡内小山田氏 武田二十四将の系譜』238頁以下、平山前掲『武田氏滅亡』524頁以下など参照。
- 96 天正10年2月13日付 穴山不白禁制（宮一色村文書（『戦国遺文 武田氏編 第五巻』3656号、269頁））。
- 97 同年3月日付 穴山不白禁制写（久遠寺文書（同上3741号、323頁））。

※本稿は、2014年5月31日に専修大学で開催された法制史学会 第66回総会における報告をベースとし、大幅に加筆・修正を加えたものである。報告時の質疑応答、及びその後の様々な機会において貴重なご意見を多数賜った。ご指導いただいたすべての方々に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。